

第5章 計画の実現化推進に向けて

5-1 都市計画マスタープラン実現・推進の基本的考え方

本計画では、都市計画関連のほか、環境関連、産業関連、生活関連、防災関連等の個別課題について、土地利用の視点から総合的に捉えたまちづくりの方向性を示しておりますが、こうしたまちづくりは、市民の合意や協力がなければ進めることができません。

したがって、本計画においては、市民、団体、事業者、行政などの主体的な活動と協働により、その実現・推進を目指していきます。

5-2 市民主体のまちづくりの支援

市は、今後のまちづくりを進めていくにあたり、本計画を実現するための施策に、重点的に取り組んでいきますが、地域の将来像を実現していくためには、そこに住む市民自らの活動が重要となります。

そのため、地域住民が主体となるまちづくり活動に対して、積極的に支援していきます。

5-3 情報を共有して地域のまちづくりに活用

市民と行政などが協働で、まちづくりを進めていくためには、市民や事業者、団体などがまちづくりに関する情報を得て、共通の認識に立つことが必要となります。

そのため、広報をはじめ、ホームページなどにより市民や事業者などへ積極的にまちづくり情報を提供していきます。

5-4 関係機関との連携

本市のまちづくりの推進にあたっては、秋田県北部エコタウン計画等の広域的な計画との連携や他都市との交流・連携のための交通ネットワークの強化促進など、広域的な視点での取組も必要となります。そのため、国・県の関係機関や他市町村との連携によるまちづくりを進めます。

5-5 土地の利用状況の検証

本計画に定める土地利用の基本方針については、今後、概ね5年ごとに行われる都市計画に関する基礎調査等により、状況を把握し、検証していきます。

5-6 土地利用の方針に関する具体的取り組み

1 都市計画区域の指定方針

本市は、平成18年3月21日に合併し、「能代都市計画区域」「二ツ井都市計画区域」の2つの都市計画区域が存在しており、両区域間は約7km離れています。

2つの都市計画区域の中間に位置するエリアは、高規格道路、国道7号、鉄道が通り、地域のつながりは強くなっています。

一方、このエリアにおいて、もっとも開発需要が高いと思われる国道7号沿道については、農業振興地域農用地区域及び森林地域指定により開発が規制されており、集落単位で点在した農地転用が見られますが、開発需要の高まりは見られません。

また、沿道の農地以外のエリアは、急峻な山地となっており、地形的に開発の可能性は低いと考えられます。

以上から、現行の都市計画区域は、環境の保全に有効的に機能していることから、都市計画区域の拡大は当面行わず、現状を維持していきます。

なお、将来的に開発需要の高まり等社会情勢の変化が見られた場合においては、保全を視野にいれながら、都市計画区域等の指定を検討していきます。

2 地域地区（用途地域）の指定方針

用途地域は、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、良好な市街地環境の形成や秩序あるまちづくりに大きな役割を果たしています。

本市では、本計画に掲げた方針に基づき、用途地域（市街地エリア）内に都市的土地利用を誘導することとし、用途地域の拡大は当面行わないものとします。

また、用途地域（市街地エリア）内においては、中心市街地活性化との連携、能代港の機能強化、高速交通体系を活かした産業と雇用の創出・交流の促進などをキーワードとしながら、本マスタープランで位置づけた、拠点と軸の機能を最大限に高めるため、全体構想で掲げた都市の整備方針に基づく適正な用途地域の指定を検討していきます。

なお、用途地域（市街地エリア）外においては、農業振興地域等の指定により、原則として新たな開発を抑制していきます。

3 多様なまちづくり手法の活用

都市基盤が未整備のまま市街地が形成されてきた地区では、居住環境の改善や防災機能の向上など様々な課題を抱えています。

本市では、多くの土地区画整理事業を実施してきましたが、現在、都市計画決定されている柳町新道地区が一部未整備となっております。

こうした地域における今後の市街地整備にあたっては、土地区画整理事業以外の手法についても検討する必要があり、住民の意向も十分に把握したうえで、市の財政状況も勘案して、効果的な手法により事業化できるよう検討していきます。